

令和5年度第11回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和6年2月5日（月）
15時00分～17時00分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 21人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 21番 島田 一郎 24番 宮田 好一
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩
3番 山崎 修 5番 田中 輝男
6番 森 悦雄 7番 古田 茂
8番 田中 善憲 9番 大場 忠勝
10番 大橋 芳信 11番 大浦 清貴
12番 山崎 巖 13番 福山 英則
14番 仲田 茂男 15番 下村 帝
18番 金田 修一 19番 長谷 幹夫
20番 金木 洋子
22番 中井 義則
4. 欠席委員 3人 4番 西田 清範 16番 北森 正誠
17番 渡辺 正志
5. 議 題 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第38号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第39号 事業計画の変更について
議案第40号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告事項第36号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第37号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第38号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、北森委員、西田委員、渡辺委員から欠席届があり、宮田委員、金田委員、長谷委員から遅れる旨の連絡を受けております。15時00分現在、出席委員数は18名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和5年度第11回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会長 それでは、議事に入ります。
本日は、議案4件、報告事項3件がございます。
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。14番仲田委員、20番金木委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。
議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから4ページまでです。

今回の申請件数は、9件で、申請面積は11,926.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足のため、贈与により所有権を移転するものです。

譲受人は、以前から申請農地を耕作しており、引き続き水稻を栽培する予定です。

2番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、大野営農組合の構成員で、隣接農地の耕作者です。申請農地では、水

稲を栽培する予定です。

3番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、近隣農地の耕作者です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

4番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、以前から申請農地を耕作しており、引き続き、ネギ等を栽培する予定です。

5番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。農業経験は、ないとのことですが、花栽培の経験者から協力を得て、ハーブ等を栽培する予定です。

議案書3ページをご覧ください。

6番は、高齢のため、農地所有適格法人である譲受人に使用貸借権を設定するものです。譲受人は、近隣農地の耕作者で、申請農地では、キャベツ等を栽培する予定です。

7番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、近隣農地の耕作者です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

8番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。譲受人は、近隣農地の耕作者です。申請農地では、すいかを栽培する予定です。

議案書4ページをご覧ください。

9番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。譲受人は、隣接農地の耕作者です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

(欠席した委員の報告は事務局が代理で報告)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第38号農地法第4条第1項及び第5条第1項の

規定による許可申請について、及び議案第39号事業計画の変更申請について、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第38号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は5ページから10ページになります。

今回、4条申請は、2件、5条申請が13件、計15件、面積は4,224.95㎡です。それでは、議案書6ページをご覧ください。最初に農地法第4条申請の内容についてご説明いたします。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

4条申請1番は、神明地区において、農家住宅敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請地は昭和46年頃から住宅の通路敷地として使用しておりましたが、息子の住宅を建築するにあたり、地目を調査したところ、違反転用であることが発覚し、今回は是正のため申請するものでございます。申請地は、雑種地化されており、始末書の添付がございます。申請地は半径500mの範囲内に医療施設が2施設あり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

4条申請2番は、大沢野地域大久保地区において、貸駐車場を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請地北側のガソリンスタンドの従業員駐車場が不足しているということから、申請者が駐車場の整備を行い、ガソリンスタンドに貸す計画のため今回申請されたものでございます。申請地は、一部雑種地化されており、始末書の添付がございます。申請地は都市計画区域の用途区域内の農地にあることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書7ページをご覧ください。

5条申請1番は、蜷川地区において、一般住宅を建設する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内の共同住宅にて生活をしておりますが、手狭であることから、既存宅地の隣接農地を含んだ敷地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、一部雑種地化されており、始末書の添付がございます。申請地は、鉄道の駅から500mの範囲にあることから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請2番は、広田地区において、資材置場を拡張する計画でございます。申請人の〇〇は、主に土木建築工事業を営んでおります。転用の概要と致しましては、事業規模の拡大に伴い、業績が年々増加しており、それに伴い、資材置場や重機等の駐車スペースが手狭になってきたため、今回、資材置場拡張のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で

特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請3番は、針原地区において、資材置場を拡張する計画でございます。この申請につきましては、議案第39号事業計画の変更申請も関連しておりますので、まず、事業計画の変更からご説明させていただきます。議案書は11ページになります。

この案件につきましては、前申請者が、平成3年5月2日に農地法第5条許可を受け、駐車場敷地として使用する計画でありましたが、許可後、経済状況の悪化により、目的を達成できず放置されておりましたが、今回、その農地を●●が目的を変更し、資材置場として利用するため事業計画の変更を申請されたものでございます。

5条申請3番についてご説明いたします。議案書は7ページになります。

申請人の●●は、主に解体工事業を営んでおります。転用の概要と致しましては、既存の資材置場が手狭なため、今回、資材置場拡張のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

議案書は8ページになります。

5条申請4番は、五福地区において、一般住宅の地目の是正でございます。転用の概要といたしましては、相続に伴い登記地目を確認したところ、住宅敷地の一部が農地であったため、今回是正のため申請されたものでございます。申請地は、一部宅地化されており、始末書の添付がございます。申請地は、宅地で囲まれた10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業も実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請5番は神明地区において社会福祉施設を整備する計画でございます。申請人は隣接する△△でございます。転用の概要といたしましては、申請者は、病院に隣接する既存宅地において、放課後等デイサービス事業を行う計画でありましたが、一部、地目が農地であったことから是正のため今回申請されたものでございます。申請地は一部雑種地化されており、始末書の添付がございます。申請地は、宅地で囲まれた10ヘクタール未満の農地の集団規模であることから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請6番は、神明地区において一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートにて生活しておりますが、子供の成長に伴い、手狭になってきたことから、相互扶助に適した実家の隣接地において住宅建築のため今

回申請されたものでございます。申請地は半径500mの範囲内に医療施設が2施設あり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請7番は、大沢野地域大久保地区において一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートにて生活をしておりますが、子供の成長に伴い、手狭になってきたことから、住宅建築のため、教育施設や医療施設、スーパーなど生活基盤の整った申請地を選定されたものでございます。申請地は半径500mの範囲内に医療施設が2施設あり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書は9ページになります。5条申請8番は、大沢野地域大久保地区において一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内の共同住宅にて生活をしておりますが、子供の成長に伴い、手狭になってきたことから、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は宅地、林地で囲まれた10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請9番は、大沢野地域下夕地区において、農機具格納庫を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、相続により地目を確認したところ、農地に農業用施設が建築されており、今回、近隣の担い手である申請者が農業用施設を譲り受けることから今回申請されたものでございます。申請地は、林地で囲まれた10ヘクタール未満の農地の集団規模であります。農業振興地域内の農地であることから、農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

5条申請10番は、大山地域大庄地区において一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、大山地域の借家にて生活をしておりますが、子供の成長に伴い、相互扶助に適した実家の隣接地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は鉄道の駅から300mの範囲内にあることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請11番は、八尾地域杉原西部地区において一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内の共同住宅で生活をしておりますが、住宅を建築するにあたり、近隣には、教育施設やスーパー、ドラッグストアなど、生活環境が整っていることから申請地を選定されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内の農地であることから農地区分は第3種

農地、原則許可案件となります。

議案書は10ページになります。5条申請12番は、八尾地域保内東地区において、工場敷地を拡張する計画でございます。申請人の▲▲は、北陸三県を中心に工作機械の保守点検修理業を行っております。転用の概要と致しましては、県内外からの修繕の受注が急増しており、現在の工場の規模では対応しきれないことから、業務の円滑化を図るため、隣接地において新たに修理工場を増設する計画をされたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請13番は、婦中地域古里地区において一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、両親と同居しておりますが、兄夫婦が実家に戻るため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

(欠席した委員の報告は事務局が代理で報告)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請及び事業計画の変更について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第38号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、議案第39号事業計画の変更については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 議案第40号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。なお、49ページの265番から50ページ275番までは□

□委員が代表を務める法人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局

議案第40号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、12ページから53ページです。

議案書12ページをご覧ください。こちらの表は申請件数を利用権の年区分ごとにおいて人数を集計した表です。今回の申請件数は、290件あり、年区分につきましては、1～2年が4件で、3～5件が37件、6～9年が65件、10年以上が184件です。設定面積は、2,228,650.29㎡です。

次に、貸手・借手の人数については、利用権を設定する年区分が複数にまたがる場合は、該当する年区分ごとに1人として集計しており、今回は貸手が290人、借手は、27人です。

貸手につきましては、290人で、申請件数と同じ数字になっており、年区分が複数にまたがって申請された案件は、ございませんでした。

借手については、同一人物から複数の申請があり、年区分が異なった案件が2件ございました。内訳については、表の下の借手の欄に記載されております。

1つ目は14ページの1番から18ページの40番で、年区分が6年から9年と10年以上で利用権設定があったため、それぞれの年区分ごとに1人として集計しています。

2つ目は、19ページの46番と47番で、年区分が10年以上と6年から9年の利用権設定があったため、それぞれの年区分ごとに1人として集計しています。

続きまして、議案書13ページをご覧ください。こちらの表は参考としまして、地区ごとにおいて、貸手、借手の人数を集計した表です。

今回の、貸手については、298人です。年区分ごとの申請件数及び貸手の人数と8人の差が生じています。

こちらにつきましては、利用権を設定する農地の地区が複数にまたがっていたため、貸手の人数を該当の地区でそれぞれ集計した案件が8人分ありました。

内訳につきましては、表の下の貸手の欄の記載のとおりです。ご覧の8人分については、利用権を設定する農地が、2つの地区にまたがっていたため、それぞれの地区で一人として集計しておりますので、差が生じております。

また、借手につきましても、複数の地区にまたがっていた案件が5人分ございました。それぞれの地区ごとに集計した結果、40人になり、年区分ごとの借手の人数と差が生じております。

内訳につきましては、表の下の借手の欄の記載のとおりです。それぞれの地区で一人として集計しておりますので、差が生じております。

続きまして、案件についてです。14ページをご覧ください。14ページ1番から19ページ40番は、農地中間管理機構を通すものであります。19ページ41番から53ページ290番が相対でございます。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、265番から275番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、265番から275番を除き、異議については、ないものといたします。続きまして、265番から275番について審議いたしますので、□□委員は退室をお願いします。

<□□委員退室>

会 長 それでは、265番から275番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

■ ■ 委員 266番の料金が他と違うが間違いはないか。

事 務 局 間違いありません。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、265番から275番について、異議はないものといたします。□□委員は入室をお願いします。

<□□委員入室>

会 長 改めまして、異議なしとのことですので、議案第40号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定といたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。議案書の報告事項である、
第36号 農地法第3条の3の規定による受理について
第37号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第38号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第36号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、54ページから63ページです。

今回の受理件数は22件で、相続により所有権を取得したものが21件と、59ページの13番の持分放棄により共有持分の所有権を取得したものが1件です。農業委員会へのあっせん希望については、ございませんでした。

報告事項第37号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、64ページから68ページです。

解約件数は13件で、解約面積は32,612.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第38号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは69ページから71ページまでです。

今回の受理件数は、4条が2件、5条が4件、合わせて6件、面積は合わせて3,197.67㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは71ページの5条の2番の1件でございます。

以上でございます。

会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 特に何もありませんので、これもちまして、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長 続きまして、協議・報告事項に入ります。
まず、「農地実勢賃借料の設定」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 説明)

会 長 ただ今、説明がありました農地実勢賃借料について、ご質問等があれば承りたいと思います。

◇ ◇ 委員 賃借料が無償のものを平均値の計算に入れていないのではないかと。

事 務 局 入れておりません。

■ ■ 委員 地域ごとに実勢賃借料を出しているが、あくまで参考なのだから、富山市全体で統一していいのではないかと。そうすれば、地域ごとの比較をすることもなくなり、あの地域は賃借料が高い、低いといった話も出なくなると思う。

事 務 局 賃借料については、その年の利用権設定における金額に左右されます。ある地域に高い賃借料の設定が多いと、地域ごとで賃借料を算出した場合、金額の差は出てしまいます。先ほどご意見をいただいたとおり、富山市として統一した実勢賃借料を算出するというのも一つの方法だと考えますので、農業委員の総意をもって決めていただければ実勢賃借料の一本化ということも可能です。

◆ ◆ 委員 富山市は海に面した地域から山間地域まで広がりのある市であるので、それらを考えると現状の算出方法で良いと考えるが、一本化については、次年度以降、検討するということがよろしいのではないかと。

会 長 それでは、現状の算出方法のままでということではよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 それでは、そのように周知をしてください。

会 長 次に、事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 　　ただ今、説明がありました連絡事項及びその他事項について、ご意見、ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

▽ ▽ 委員 　　前回の総会で報告のあった未提出法人について、令和4年度のものが未提出とのことだったが、その後の提出状況はどのようになっているか。

事 務 局 　　未提出法人から2，3件は提出がありましたが、3，4件はまだ提出がされていません。

■ ■ 委員 　　書類を提出しない法人を農地所有適格法人から外すことはできないのか。

事 務 局 　　現在の農地法では、未提出法人を農地所有適格法人から外すことはできず、過料を科すことしかできません。一方、報告書を提出しても、報告書の内容が農地所有適格法人の要件を満たしていないと判断された場合は、農地所有適格法人から外すこととなるという場合もあります。

▼ ▼ 委員 　　私も書類を提出する立場なのできちんと提出をしているが、書類の送付が早いと感じる。12月決算の法人で、3月末までの提出が必要だが、1月に書類が送られてくると、もう少し遅くしても良いと感じる。

事 務 局 　　事業年度の終わりから3カ月以内に提出していただく必要があることから、提出期限間近となってからお渡しするよりは、前もってお手元に届けたいという意味合いで、事業年度が終わったタイミングでの書類送付とさせていただいております。

■ ■ 委員 　　事業年度が終わっても、決算をまとめるまでは2カ月ほどかかるので、事業年度直後に送付されても記載出来ない。もう少し、書類の送付が遅くても大丈夫だとは思う。

★ ★ 委員 　　地域計画についていくつかお願いがある。以前からも農業委員として地域の話し合いについて相談に乗るように要望をいただいているが、地域の生産組合長会議などで渡された資料があれば、事前に農業委員にも渡してもらえれば相談にも乗りやすくなる。

次に、地域の協議にて目標設定された地図の提出のスケジュールが現場の皆さんに十分理解されていないと感じるので、今一度お知らせしてもらったほうが良いと感じた。

中山間地域について、中山間地域に配慮した資料を提供するとあったが、それが地域の皆さんにどのように伝わっているか気になる。協議をしなくてもよいというような意味合いで伝わっている可能性があるので、一度、情報を整理されたほうが良いのではないかと。

事務局 地図と資料につきましては、希望される方にお渡ししたいと思います。

目標地図の素案の提出スケジュールにつきましては、水田野帳の提出期限を目安にとお願いしておりますが、一つの目安であることから生産組合のタイミングでの提出となることを想定しております。

また、作成についても、10年後とされていますが、まずは現在の意向あるいは現状をもとにと考えております。

中山間地域につきましては、中山間地域等直接支払交付金に利用している地図を提供させていただいているところではありますが、他の地域と同様、農業者の皆様で協議していただき、目標地図の素案を作成していただきたいと考えております。

☆☆委員 JAの座談会等の地域の協議の場に呼ばれる時もあるが、そうでない時もある。どのような基準をもって関わるべきかわからないので明確な役割や判断基準をはっきり示してほしい。

事務局 農業委員には地域の座談会への参加の強制はできないものと考えております。また、作成においては、地域の皆様の考えや意見を尊重することを基本としており、そのうえで不明な点があれば、農業委員会事務局にて対応を考えております。農業委員の皆様には地域の方々からご相談がありましたら事務局へつないでいただくなど、ご協力とご理解をいただくなどお願いします。

▽▽委員 地元のJAからはスケジュールすら来ていないので、相談の乗りようがない。

◇◇委員 各生産組合長には具体的なスケジュールは渡してある。

▽▽委員 もし渡しているのであれば、それをもらえればと思う。

◇◇委員 スケジュールだけでなく、細かい具体的な話が分からないので、やりようがない。

□ □ 委員 目標地図の素案作成については、スケジュールだけではなく、内容についてもわからない点が多く、関係者と話をする際もどう答えていかかわからないし、指示にしても、全体的に唐突な印象を受けることが多く、やりようがないと感ずることがある。また、標準料金にしても、中山間地域の農地では、こんな金額では成り立たないと感じる。

事 務 局 目標地図の素案作成におけるスケジュールについては地域の策定スケジュールに組み込まれていることから、お渡しはしておりません。

現在、素案作成のスタートということで、耕作予定者の有無を目標地図に記入することをお願いしており、その提出期限としての目安を説明したところです。

❖ ❖ 委員 タブレットの運用方針を現農業委員で作ったと思うが、次の農業委員にどのように方針を引き継ぐのかを確認したいので、次の月次総会で報告してほしい。

事 務 局 タブレット端末については、不具合などもあり、現農業委員会での使用には至りませんでした。次期はできる範囲での使用を予定しております。どこまで使用できるかは現時点で確実なことは言えませんが、来月の月次総会で使用する業務等について、事務局の考えなどを説明させていただきます。

会 長 それでは、令和5年度第11回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。